

土地賃貸借契約書

賃貸者（甲） 下田市河内 1 0 1 番地の 1
下田市長

賃借者（乙）

上記当事者間において下記のとおり土地賃貸借契約を締結する。

第 1 条 甲、乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなくてはならない。

第 2 条 下田市長（以下「甲」という。）は、下田市有財産の管理者として本契約各条項により、下記の土地をその目的のため（以下「乙」という。）に貸付けし、それを使用することを約し、乙はその使用料金を甲に納付するものとする。

記

所 在 地	地 目	数 量 (㎡)	使 用 目 的
下田市			

第 3 条 貸付けの期間は、契約締結日より令和 年 月 日までとし、貸付料は、 円（ 円／㎡）とし、乙は甲の発行する納入通知書により毎年度 4 月 30 日限り前納するものとする。1 カ年に満たないときは全て月割りをもって計算する。ただし、経済事情等により一般土地賃貸料金が高騰した場合、甲は甲乙協議の上、使用料金を変更できるものとする。

第 4 条 当事者間において前条の期間中といえども正当な理由があるときは、契約を解除することができるものとする。ただし、本市において公益上必要と認めたときは何時にても契約を解除できるものとする。

第 5 条 前条において乙が損害を受けた場合、甲はその責任を負わないものとする。

第 6 条 乙において第 3 条の貸付料の納付を怠ったとき及び本契約に違反したときは、乙は甲の請求に応じ何時にても土地を明け渡すものとする。

第 7 条 前条により明け渡しをする場合は、乙は明け渡しが終了するまでの貸付料を納付する義務があるものとする。

第 8 条 乙は、甲の承諾無く契約の土地の使用目的を変更し、若しくは他人に転貸することはできないものとする。

第 9 条 構造物の設置、変更及び廃止をしようとするときは、甲に届け出て承諾を得るものとする。

第 10 条 乙の都合により契約を解除しようとする場合は翌月より、甲において解除の場合はその月より月割りをもって既納の貸付料を還付するものとする。ただし、乙の契約違反により甲が契約を解除する場合においては、これを還付しないものとする。

第 11 条 使用土地維持の費用は、乙において負担するものとし、乙は土地返還の際は原形に復す義務を負うものとする。

第 12 条 契約期間終了後も継続して使用するときは、甲に賃貸期間終了前 カ月以上前に申し出るものとする。

上記契約を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙記名捺印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

賃貸者（甲） 下田市河内 1 0 1 番地の 1
下田市長 印

賃借者（乙）

印